

## 加古川市敬老記念品贈呈要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、多年にわたり社会につくしてきた高齢者に対して敬老記念品（以下「記念品」という。）を贈呈することにより、高齢者を敬愛し長寿を祝うとともに高齢者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

### (対象者)

第2条 記念品の贈呈対象者は、毎年度、当該年度中に100歳に達する者で、当該年度9月1日現在、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により本市の住民基本台帳に記録されている者とする。

### (記念品)

第3条 記念品は、毎年度、当該年度の予算の範囲において市長が定めるものとし、100歳の者に対し、30,000円相当の記念品を贈呈する。

### (贈呈時期)

第4条 記念品は、毎年9月に対象者に贈呈するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、贈呈時期を変更することができる。

### (補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。